

# 認定証発行付帯基準

JCLAマネジメントシステム文書

JCLA PR-18

1999年 1月25日 制 定

2008年 4月17日 改訂第6版



この文書はJCLAが作成したものです、許可無く転載及び引用を禁じます。

日本化学試験所認定機構（JCLA）

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1

住友六甲ビル7F （社）日本化学工業協会内

TEL：03-3297-2598

FAX：03-3297-2612

URL：<http://www.jcla.org/>

## 認定証発行付帯基準

### 1. 適用範囲

本基準は、JIS Q 17011:2005 (ISO/IEC 17011:2004)に基づいて日本化学試験所認定機構（略称 JCLA）が行う試験所認定登録を受けた試験所が遵守すべき義務と、行使できる権利について示したものであります。

認定の申請・変更及び辞退にかかわる手続きの詳細はJCLAが発行するPR-11「認定審査・変更・辞退申請手順」を参照下さい。

また、試験所の変更に関する通知の手順に関する事項は、JCLAの発行するPR-19「認定試験所変更届手順」を参照下さい。

### 2. 参照文書

以下の文書の該当部分に準拠する。

- a) JIS Q 17011:2005 (ISO/IEC 17011:2004) 「適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項」
- b) JCLAマネジメントシステム文書 JCLA QM-01 「品質マニュアル」
- c) JCLAマネジメントシステム文書 JCLA PR-12 「認定料金基準」

### 3. 定義

JCLA：日本化学試験所認定機構の英文表記である「Japan Chemical Laboratory Accreditation」の略称。

標章（ロゴマーク）：日本化学試験所認定機構が自らを識別するために使用する商標登録したロゴである「JCLA」及びそのマークを総称して標章と称す。

認定シンボル：認定された試験所が、認定されている状態を示すために認定機関から交付されるシンボル。JCLAは、JCLAのロゴに登録番号（及び認定範囲）を付記して使用することを認めています。

認定試験所：JCLAで認定された試験所。

### 4. 認定試験所の義務と権利

#### 4.1 認定試験所が遵守すべき義務

認定試験所が遵守すべき義務は以下に示す項目であります。

- a) JIS Q 17011:2005 (ISO/IEC 17011:2004)の該当する項目（8.1項）に適合すること。
- b) 認定が授与され、かつ、認定条件に従って実施する業務以外の業務について認定されている旨を主張しないこと。
- c) JCLAが定める登録、維持及び再審査に係わる料金を支払う事。JCLAが定める料金の基準は、JCLAが発行する「認定料金基準」に詳細が記載されています。
- d) 認定機関の信用を損なうような方法で認定を利用しないこと。
- e) 認定に関して、認定機関の信用を損なうような表明を行わないこと。

- f) 認定が一時停止または取り消された場合には、又は事業の停止をした場合もしくは認定を辞退した場合には、直ちに認定の引用を含む広報物の使用を停止し、認定証を認定機関に返納すること。
- g) 認定機関による製品、プロセス、システム又は要員の認証を暗示するような方法で認定を利用しないこと。
- h) 証明書、報告書又はそれらの一部が誤解を招くような方法で利用されない事を確保するよう努力すること。
- i) 広報物、パンフレットまたはその他の文書などの媒体における認定の引用方法は、本基準5.3項の要求事項に適合させること。
- j) 認定試験所は、次に示す事項に影響する試験所の状態又は運営上の何らかの変更について、JCLAにその旨を通知しなければならない。なお、これらの変更の通知の手順はJCLAの発行する「認定試験所変更届手順」を参照下さい。
  - ①法的、商業上又は組織上の地位
  - ②組織及び経営陣、例えば、中心的な経営スタッフ
  - ③該当する場合、認定試験所の方針又は手順
  - ④施設（土地・建物）
  - ⑤重大な影響をもつ職員、機器、設備、作業環境又はその他の経営資源。
  - ⑥承認された署名者
  - ⑦認定試験所の能力、認定された活動の適用範囲
  - ⑧その他、該当事項への適合性に影響し得る事項
- k) 上記 j)項に従って、認定試験所が通知した変更に関して、関連する業務手順類を見直し、変更後30日以内に結果をJCLAに報告する。
- l) 認定試験所は、JCLAから実施を要求された場合、技能試験を受けなければならない。

JCLAが定める技能試験に関する基準は、JCLAが発行する「技能試験要求基準」に詳細が記載されています。
- m) 試験所は、JCLAより認定要求事項或いは関連する能力基準の変更について連絡を受けた場合、期日までにJCLAが要求する変更を実行し、その結果を認定機関に報告すること。

## 4.2 認定試験所が行使できる権利

認定試験所は、認定された範囲について試験を行った場合には、JCLAの定める認定シンボルを付した試験証明書を発行する事ができます。認定シンボルを使用する場合の使用基準は5.項を参照ください。

認定範囲以外の項目について、認定試験所が当該認定シンボルを付す事は禁じられています。また、試験所が認定の対象になっている事業を廃止した場合はこの認定は失効します。従って本項に定めた権利は失効します。

認定シンボルの規格を、図-1に示します。

## 5. 認定シンボルの使用について

### 5.1 試験証明書への認定シンボルの使用

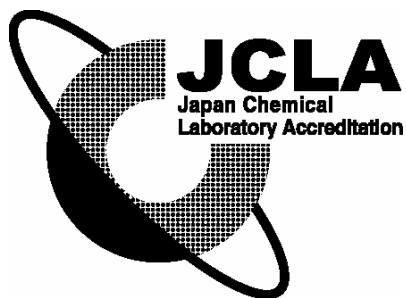
- a) 認定試験所は、認定範囲の試験結果だけを含む試験証明書に認定シンボル及び認定されている旨の表記を付す事ができます。
- b) 試験証明書に認定範囲外の試験結果を含める場合、認定されていない範囲の項目に、認定されていないことを明確に示す次の条件の下に、認定シンボルを付す事ができます。
  - ①認定範囲外の項目を含んでいる旨を、認定シンボルを付した頁に記載すること。
  - ②各試験結果について、認定範囲外の項目を明確に識別できる表示をすること。
- c) 認定試験所が、試験の一部を下請け負いとして実施している場合、試験所は下請け負いの試験所がJIS Q 17025の規格に適合している事を確認し、実証出きる必要があります。このような下請け負い試験所が行った試験結果を試験証明書に含める場合には、その項目に、下請け負い試験所が行ったことを明確に表記する事を条件に、試験証明書に認定シンボルを付すことができます。
- d) 認定シンボルは、承認された署名者が署名する報告書または証明書に関連して使用され、署名者の署名が無いときは、認定シンボルは使用出来ません。

### 5.2 広報文書等における認定シンボルの使用

試験所が発行する試験証明書以外の文書等（名刺、カタログ、レターヘッド等）に認定シンボルを使用する場合は、次の条件を満たすことを条件にこれを認めます。

- a) 認定シンボルの使用は、使用された文書等の記載内容が「試験又はその結果が認定された範囲内のもののみ」であると解釈される内容であること、及び認定シンボルを説明する内容を記載しなければなりません。また、これらの文字は明確に識別出来る事が必要です。認定シンボルを使用するときの説明文の記載の一例を以下に示します。
- b) 認定シンボルは、試験用試料、製品、製品の一部またはそれらの包装容器等への貼付を含め製品それ自体が認定されていると誤解されるような使用をしないこと。

(認定シンボルの例示)



(認定登録番号) 記載

(説明記載例 1)

「当試験所は、ISO/IEC 17025に基づく認定試験所で、〇〇分野（XX、△△）について認定を受けております。認定範囲の詳細はご確認下さい。」

注) 〇〇分野：A分類の分野に相当する項目  
XX、△△：A分類の製品・対象に相当する項目

(説明記載例 2)

「ISO/IEC 17025:2005に基づく認定試験所です。認定された範囲は限定されていますので、ご確認ください。」

### 5.3 認定の引用

- a) 認定試験所が、取引に関係する文書等において認定の状態を引用する時は、関係する認定された試験項目及び試験方法を明確にしなければなりません。  
また、それらの引用について、試験用試料、製品又は製品の一部それ自身が認定されていると誤解されるような引用をしないこと。
- b) 認定試験所が使用する下請け負試験所であっても、試験所認定を受けていない下請け負試験所が独自に発行する証明書、及びその他広報文書等には認定の引用を行ってはいけません。

## 6. 維持審査及び再審査

認定試験所は認定要求事項に継続して適合している事を確認するため、JCLAによる1年ごとの維持審査及び4年ごとの再審査を受審しなければなりません。なお、初回サーベイランス現地審査は、初回認定日から12ヶ月以内に実施されます。

再審査においては、有効期間内に現地審査までを終了し、8.項に規定した重大な不適合がないことを確認出来た場合は、正式に決定がされるまでの間、認定継続の経過措置が受けられます。また、JCLAが苦情の解決などのために必要と判断した場合は臨時に審査を受けなければなりません。この場合、JCLAが発行する「認定審査・変更・辞退申請手順」及びPR-11付属書A「申請の手引き」に従って受審して下さい。受審に際しては、これらの手順書に記載された審査に必要な書類の提出及び審査員の審査対象施設への立ち入り及び職員との面接を受け入れていただきます。

また、同様に「認定料金基準」に従って維持審査及び再審査に係わる料金をJCLAに支払って下さい。

## 7. 事業の継承

認定に係わる試験所が事業の全部が譲渡され、又は分社化により試験所事業を譲り受けた者、或いは相続人、もしくは合併により設立した法人は、次の条件の下で試験所認定の継承を受ける事ができます。

この場合、JCLAが発行する「認定試験所変更届手順」に従ってその事実を証明する書面をつけて、認定の継承をJCLAに届け出なければなりません。

- a) 合併により組織が変更になった場合で、認定のスコープ（認定の範囲）、施設及び設備、試験機器、職員に変更がない場合で、新組織における責任と権限を明確に出きるとき。
- b) 経営者等の変更で社名、定款が変更になった場合で、品質方針を含むマネジメントシステムに変更が無いとき。
- c) 分社化等で組織が分離された場合で、認定のスコープに変更がなく、かつマネジメントシステムに変更が無いとき。

上記 a) b) c)項で、認定のスコープあるいはマネジメントシステムに変更が生じる場合は、予め変更の申請を行い、必要な審査を受けなければなりません。

## 8. 認定の取り消し又は一時停止

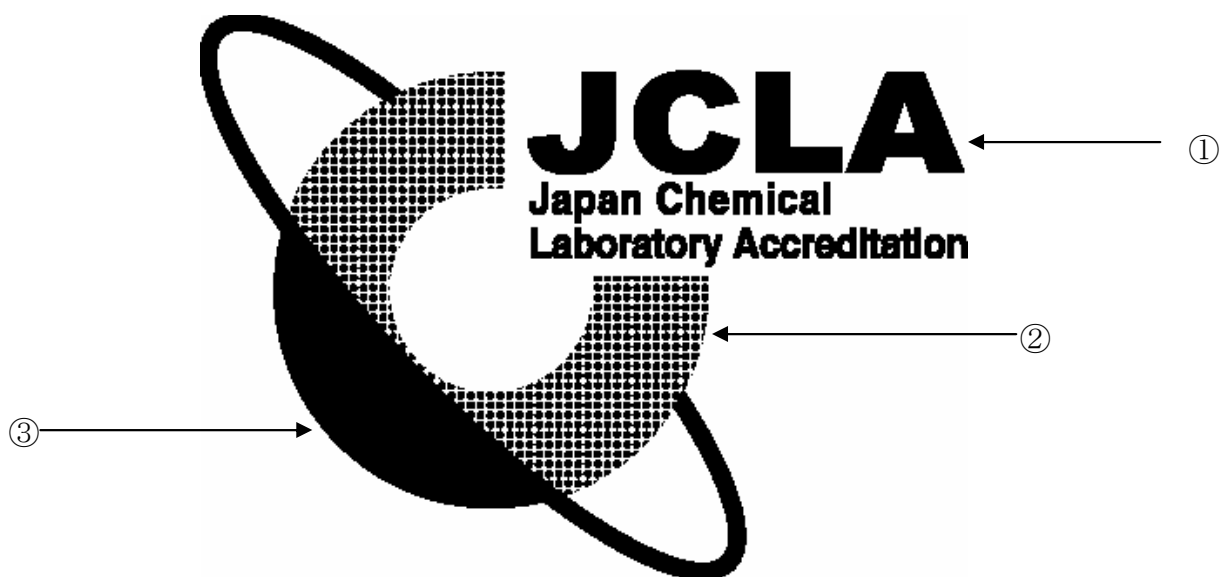
認定試験所において、以下の状態が明らかになったとき、認定が取り消されます。

- a) 不正な手段で認定を取得したことが判明したとき。
- b) 維持審査の拒否。
- c) 必要費用の支払いの拒否。
- d) 期限内の是正報告又は是正計画書の未提出の時。
- e) 前回指摘の不適合事項の是正ができていないとき。

また、認定試験所において、本規定の4.1項及び5.項に示す認定試験所が遵守すべき義務及び認定シンボルの使用基準に従わない事が明確になった時、認定の一時停止となります。更にこの状態が連続して発生する場合は認定が取り消されます。

図-1

## 標章について



## 標章の説明

1. 「JCLA」は、日本化学試験所認定機構より商標登録されています。

## 2. 基本色

①文字部分：黒

②図形部分（1）：青（C：100%、M：50%、Y：0%、K：0%）

③図形部分（2）：黒

モノクロで使用する時は、②を35%の網掛けとする。

## 3. 標章の電子媒体（MO）による頒布サービス

標章を「アドビ（社）イラストレーター」にて作図されたソフトがJCLAにて準備されています（カラー、モノクロ）。ご希望の認定試験所には実費（MO代、送料）にて頒布サービスを致します。

希望される認定試験所はJCLA試験所認定センターまで申し込んで下さい。